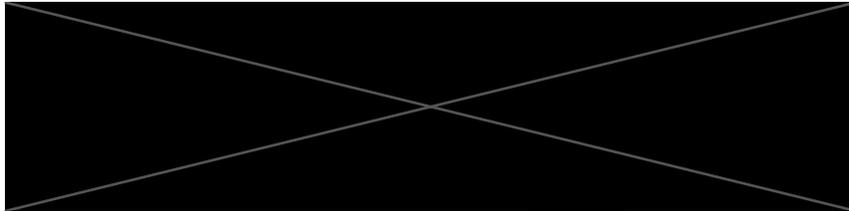


東京高等裁判所民事部 御中

意見書



2024年7月21日

はじめに

原審判決の21頁25行目、27頁13行目、29頁20行目、31頁12行目、43頁26行目などで、乙第6号証の2ないし4において控訴人子がピースサインをしている姿が、同人において緊張や怯えの感情を抱いていたとは認めがたい事情として認定・評価に用いられていることについて、そして子どもの認知・記憶と心的外傷について、日常、子どもの臨床に従事する公認心理師、臨床心理士、および臨床発達心理士として、意見を以下に述べる。はじめに、ピースサインをしていることは、緊張や恐怖を感じていないことや、撮影されることを嫌だと思っていないかを指し示すかについて、次に、撮影時の表情について、最後に子どもの記憶と心的外傷後ストレス障害について意見を述べる。

1. 条件付けられた反応

日常生活に、撮影機器があり、大人からカメラを向けられた子どもが、カメラにむかってポーズをすることは、条件付けられた反応であることが多い。大人からカメラをむけられた際に、子どもが「カメラをみる」、「良い顔をする」、「ピースサインをする」などの行為のあとに、大人が満足してくれる、制止動作から解放される、良い写真がとれたと、大人から褒めてもらう等の、「強化子」により、その行動は強化され、条件付けされていく。また、生活の中で、撮影者が撮影しようとしている際に、子どもが「カメラをみない」、「撮影者の求める動作をしない」等の行為をすると、大人から叱責・注意されたり、制止動作を再度要求されたり等の、「正の罰」を受けることもある。この正の罰により、撮影に非協力的な態度が弱化（減退）、するという条件付けがされていくことも、多くの一般人が経験することである。

つまりカメラをむけられると、たとえ撮影する直前にピースサインをすることを命令、強要されていなくとも、また、「ピース」という単語の辞書的な意味を含む気分とは違っていても、子どもが能動的にポーズをするという行為は、生活環境の中で条件付けされ、人間が学習した反応として現れることがあるといえる。動物も人間も、褒められれば、その行為をより頻回にするようになり、注意されれば、不快刺激を避けるために、撮影者の意図に添う態度が増加し、非協力的な態度が減るようになる。これは、心理学の「行動の強化」「オペラント条件付け」の典型例の一つと考えられる。

2. 撮影時の表情

人間は、笑うことが好ましくない場面であっても、緊張感やストレスがピークに達すると、緊張やストレスを和らげるために自然に笑顔になる症状が現れることがある。笑うことが、自身の心身の緊張を緩めるための、自己防衛反応の役割をすることがある。自身を防衛する以外にも、周囲と自身の場の空気や追い詰められた心理状態を緩和するために、笑う、にやける等の表情になることがある。表情や動作への他者の解釈が、本人の心理的苦痛や恐怖と異なる場面は、日常生活で多く存在する。

警察官から撮影された控訴人子の写真の表情が、一般的な恐怖、苦痛、不安、混乱を直接指し示すものでなかったとしても、控訴人子が、緊張や不安を感じていない、嫌がっていないと、写真の表情や、ポーズから判断することはできない。むしろ、安心して遊んでいた公園において、突然見知らぬ男性に人種差別的な暴言を浴びせられる体験、母親が男性に暴言を吐かれ詰め寄られる場面を目撃すること、蹴っていないと警察官に説明しても、聞きいれてもらえない体験、原告母と分離され、複数の警察官らに囲まれる3歳の幼児の不安と恐怖などを、この事件を考える全ての関係者が、事件発生から取り調べまでの経緯全体から総合的に受けとるべきであろう。

特に、撮影者もしくは撮影を依頼する他者が、子どもよりも権力を持ち上位の関係であり、子どもがその者に拘束されている状態においては、その支配を受け、言いなりになる隷属的な反応は生じやすいと考えられる。仮に、警察官が事情聴取に対する応諾の自由を、控訴人子に与えているつもりになっていたとしても、当時3歳の控訴人子が、撮影を拒否したり、撮影時の写真の表情やポーズで、緊張や怯え等の心情を証拠として残す手段をとることは難しかったと推察される。

従って、控訴人子が撮影に応じたことや、その際にピースサインをしている所作やその表情ことが、緊張や怯えの心情がないことや、嫌がっていないことを、示すとは限らないといえる。

3. 子どもの認知と記憶

認知・発達心理学の観点から、子どもは脳が発達途上にあり、大人からの新たな情報によって記憶が書き換えられてしまうことが少なくない。年齢相応に語彙が少なく、理解力や表現力も乏しいという問題に加え、今回は控訴人子の母国語

が日本語ではないという事情も加わるため、質問を十分に理解せずに返答している可能性や、誘導され安易に迎合してしまうおそれも十分に考えられる。

「はいか、いいえ」、「Yes か、No か」などの二択では、ありのままの体験が語りにくいだけでなく、はじめから訴外男性の主張を認めさせようとするかのような、警察官からの複数の質問に含まれる情報や、身振りや手振りの解釈の仕方の違いによって、警察官の質問内容が、正確に3歳の幼児である控訴人子に伝達されていなかった状況が生じていたと見受けられる。

また、原審判決の22頁12行目から24行目の判示によれば、「原告子は訴外子を蹴っていないなどと答えた。」とされているにも関わらず、「鉄棒にぶら下がったことがあるか」と巡査部長に身振り手振りで尋ねられ、前後に両足を振ったかどうかを尋ねられていることについて、「Yes Swing Swing」と答え、母親が「No No」と遮ったことを、個別に事情聴取する必要があると認めたとされている。この点について、意見を述べたい。一般に、3歳の子どもがジャスチャーや、母国語でない言葉で質問された際、前後の文脈や論理的な転結を理解して、返答することはかなり難しい。原審判決の内容からも、巡査部長が指し示していることを、控訴人子がぶら下がる動作を理解したサインとして、「YES」と答えている可能性や、身体能力的に、過去にぶら下がり両足を振った経験があるかと聞かれたと受け取り、「YES」と答えた蓋然性は十分にある。

また、3歳の子どもは、できないこと、経験したことがないことでも、思わず、「できる」「やった」と返答してしまうことがある。当職は、医療機関や、保健センター等で、職務上行う発達検査の場面で、「けんけんができますか」と日本人の幼児達に尋ねた際、「うん」と答えた子どもに、実際にやってみようと出来なかったということを多く経験している。この場合、子どもの達が嘘をつき、当職をだまそうという意識ではなく、「けんけん」という言葉に反応し、「けんけんを想像した」、「けんけんを見たことがある」、「けんけんができそう」という意味など、様々な子どもの思いで、「うん」と返答していることが多い。それほど、幼児の語彙の少なさや、表現力は大人と相違があることに留意すべきであり、幼児の発言の真意をくむために、保護者から情報を得たりするなど、幼児の特性に合わせた合理的な配慮が必要となる。

今回の警察官のジャスチャーを交えた質問が正確に伝わっていない可能性や、子ども特有の2～3語の単語を並列させる言語表現が、警察官に真実と違う文脈に翻訳されたり、控訴人子の意図していない形で理解されてしまった可能性は否定できない。公園で子どもの様子から目を離さなかった母親が、子どもと警察官のジャスチャーや外国語のやりとりにおける、ミスコミュニケーションに対し、

「No No」と、真実を伝えようと声を上げるのは、決して不自然なことではない。しかし、この母親の「No No」という発言を理由に、警察官により3歳の控訴人子は母親と分離され、警察官からの複数の猜疑的な質問内容にさらされることになった。控訴人子が、「蹴っていない」というその主張を信じてもらえず、無力感を繰り返し学習することは、当初の記憶である「蹴っていない」という主張を続ける気力すら、奪ってしまったことも危惧される。

脳が発達途上にある幼い3歳の幼児の場合には、特に、上記のことを留意しておくべきである。今回の事件の現場に臨場した場面から、その後の取り調べにおいて、警察官らは告訴人の母子に対して、合理的な配慮が必要であることを、国籍、言語、年齢、ジェンダー等から、判断することは容易であったはずなのに、無頓着な姿勢で取り調べを行っており、そこでは控訴人子の任意性を蹂躪するような言動が含まれていた可能性すら排除しきれない。

4. 心的外傷後ストレス障害について

見知らぬ訴外男性から、突然怒鳴りつけられ、追いかけられたこと、母親が訴外男性に詰め寄られ「Help me」と叫んでいる悲鳴を、当時3歳の控訴人子が見聞きしたことと、警察官からの取り調べは、すべて同日に連続して起きた事象であり、心的外傷後ストレス障害（以下PTSD）が疑われる疾病や、不眠症に罹患した原因は、警察の取り調べだけに限局されるものではないだろう。はじめに人種差別の発言を繰り返した訴外男性の影響を除外できるとは考えにくい。

一般的に、子どもの体験がPTSDのような外傷体験をきっかけとしたストレス障害になるかどうかは、外傷となる出来事の後、周囲から支持的な介入や、援助を受けられるかどうかが大きく影響する。

本件では、公園での訴外男性の主張が、人種差別的な動機や信念に基づいたものであることを、警察官は容易に認定しえたにも関わらず、訴外男性からの人種差別を十分に制止せず、その訴外男性側の人種的バイアスに満ちた主張を、そのまま証言として控訴人の取り調べに使用しつづけたことは、訴外男性の人種差別的言動を警察官が支持したともとれる態度であり、さらに訴外男性に、控訴人の個人情報を提供したことは、訴外男性の人種差別を助長する結果となっている。控訴人は警察官からの取り調べにおいて、心的外傷的出来事の強い不快感を抱く細部について、繰り返し極端に掘り起こされ、人種差別という心的外傷的出来事の側面を象徴する、またはそれに類似するきっかけに対する強烈な心的的苦痛を体験したと推察される。ゆえに、当時3歳の控訴人子が訴外男性の言動から受け

た、心的外傷体験の後に、警察官から受けた扱いは、支持や援助とはかけ離れた、反復された外傷体験であったと指摘したい。

控訴人子を診察した医師の診断書（甲第7号証の1）には、現に、令和3年6月以降、一般男性や、制服を着た男性を怖がり、持続的に回避しようとする行為も確認され、母親の供述の範囲ではあるが、交番や公園を回避するという情報が記載されている。また警察官が訴外男性に提供した控訴人の個人情報により、個人情報や偽りの虚偽情報がインターネットに拡散されたという体験は、この外傷体験を忘却したくとも想起させられてしまう刺激となり、半永久的にさらされることになったとも考えられ、被害の甚大さがうかがえる。控訴人子が2年以上、不眠症やPTSDの治療を有したという事実は、それだけの心的外傷体験があったことが類推される。

前述のように、控訴人子の心的外傷の原因は、訴外男性の言動と、警察官の取り調べが複雑に絡み合っているものだと考えられる。また生活歴における、過去のストレスが、その心的外傷の程度に影響することもありえる。治療者の役割は、事実の審判者となることではなく、不幸な出来事により心身の健康を奪われた子どもが、安心できる社会の中で、大人を信じることを知り、幸せを追求する権利を実感できるように、患者の苦悩に寄り添い支援する事である。PTSD診断基準（DSM-V 精神疾患の分類と診断の手引き 米国精神医学会出版局発行）を満たしているが、PTSDの確定診断の為や、法的な論争の判断材料を得るために、医療者がフラッシュバックを誘発するような刺激への直面化を診察で行うことよりも、子どもの福祉を優先し、回復過程にある患者の、心的現実から必然性をくみ取り、本件のように治療を遂行することは、臨床上、倫理的に推奨されることである。

5. まとめ

人種差別や人種へのバイアスは、この社会に厳然と存在しており、控訴人子その後の精神的健康の回復には、安心できる社会で暮らせることが不可欠である。控訴人子の人権が真に平等に尊重され、大人を信じることができる将来の為に、警察組織も含めた全ての大人が不断に努力するべきであり、その先に、控訴人子の真の救済が訪れることを祈念する。

以上の意見を鑑み、貴裁判所が、適切な認定をされることを期待している。

略歴

現職 [redacted] 臨床心理士

資格 臨床心理士 公認心理師 臨床発達心理士

専攻 臨床心理学専攻